

東近江市入札及び契約手続等に係る不当な働きかけに関する 取扱要綱の制定について

東近江市では、平素より職員に対しましては、公務員倫理の遵守や綱紀肅正について、機会あるごとに周知徹底を図ってまいりましたが、平成22年度発注の水道工事の入札に関して、平成23年7月に担当職員が競売入札妨害容疑で逮捕（収賄容疑で再逮捕）されるという不祥事が発生しました。

このこと等を踏まえて、再発防止に向けて「東近江市不祥事に関する調査・再発防止委員会」を設置し、学識経験者等の助言をいただきながら、再発防止策を取りまとめました。

特にこの事件に対しては、市民の皆様の市政に対する信頼を大きく失墜させる重大な事件、事案として重く受け止め、市政の信頼回復に向けて職員一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

具体的には、入札契約関連情報の管理の厳格化に努めるとともに外部からの働きかけがあった場合の記録・報告・公表などを検討し実施に移すこととしています。

以上のことから、東近江市では「東近江市入札及び契約手続等に係る不当な働きかけに関する取扱要綱」を制定しました。

また、適正価格での契約の推進と建設業の健全な育成の観点から、平成23年4月から予定価格の事後公表を建設工事と工事関連業務委託のすべてについて本格実施していますが、これらの制度改正により、予定価格や最低制限価格などを探ろうとする不当な働きかけが職員に対し行われることが懸念されます。

このため、入札・契約業務の透明性、中立性及び公正性の一層の向上を図ることを目的に、職員の公正な職務遂行を損なうおそれのある不当な働きかけを記録し、入札談合等行為の一つである「発注に係る秘密情報の漏洩」が起こることのないよう、不当な働きかけを受けた場合の取扱い等について対応実施マニュアルを作成しました。

不当要求行為については、東近江市不当要求行為等対策要綱のマニュアル等が既に作成され、運用・実施されています。本マニュアルについては入札・契約行為に係る対応実施マニュアルとなりますので、不当要求行為と判断した場合は既運用中の別途マニュアルにより処理をすることになります。

平成24年1月

東 近 江 市